

日弁連法務研究財団に対するヒアリングの概要

(委員長 , 委員 , 日弁連法務研究財団)

本日は、日弁連法務研究財団で第三者評価を実施した御経験を踏まえて、いろいろと法科大学院の教育の実情に関して率直な御意見をうかがいたい。

新試験と法科大学院の関係であるが、今、法科大学院では、司法試験対策に走るという傾向が見られる。法科大学院によってかなり程度の差があるが、かなりの大学は、受験教育に対する技術的な教育は行わないという姿勢をかなり強く貫いており、これは大変立派なことだという気がする。しかし、一部、おおよその感覚で申し上げれば3割くらいが、かなり右往左往している。具体的には、基本科目の補習授業をやったり、答案練習を行ったり、あるいは、正規の講義で予備校の教材を利用したりというようなことが見られる。上位校(上位校という概念が適切なのかどうか分からないが)、あるいは、しっかりした法科大学院はそういうことに対して、かたくななまでに拒絶する姿勢をとっている。

法科大学院によってはかたくなすぎるのではないかとということもある。例えば、法科大学院生は新しい司法試験を見て、書く力が非常に大切だということを感じており、書く力を訓練してくれという要請がどこの法科大学院でもかなりある。これに対して一部の法科大学院は、書くことの教育は答案練習につながるのではないかとということで拒否しているというところがある。

それから、新司法試験が始まってからの現象として(これは下位校ばかりでなく、多くの法科大学院に共通に見られる。)、新司法試験の選択科目に特に力を入れている。例えば、今まで2単位だったものを新司法試験の選択科目に指定されたことで、4単位に上げるというような傾向が出ている。それから、学生自体も司法試験の受けやすい科目、例えば、労働法とか倒産法とか、そういう科目に希望が集中する動きが出てきており、これらの科目の時間数を法科大学院が増やすという傾向も見られる。

もう一つの傾向として、法律基本科目重視の姿勢が非常に強まっている。その結果、どういうことが起こるかということ、選択科目、展開先端科目と称しながらその内実は基本科目であるような科目が設置されることがある。例えば、「現代民法の諸問題」とかいう科目名を付けながら、中身でやっていることは実際は民法の復習であるというようないわば隠れ法律基本科目というものが増えてきている。

それから、もう一つの傾向は、国際関係科目、あるいは、基礎科目、隣接科目、こういう科目の希望が段々少なくなっている。これらは新司法試験に関係がないので、どうしても学生の希望が少なくなる。せっかく司法制度改革審議会報告書で国際的な法曹を育てることが大切だということが強調され、法科大学院ができたときに多くの法科大学院が国際関係の科目やあるいは国際協力の交流に力を入れたにもかかわらずそれがなかなかうまくいっていないということが起きている。

それから、臨床科目であるが、エクスターンシップ、クリニックを3年次科目という予定で作ったところが多い。これには理由があり、法曹倫理や実務基礎科目などをしっ

かりやった上で、エクスターンシップやクリニックを履修するという合理的な考えに基づくのであるが、学生にしてみれば司法試験準備が始まる貴重な3年次に司法試験に関係のない科目に時間を使うのは困るという考えを持つ傾向がある。そこで、3年次にそういう臨床科目を置いているところは、希望者が少なくなっているという現象が起きている。もっとも、単なる感想であるが、臨床科目を非常にしっかりやっているところは、新司法試験の合格率が高いということをする事務局の方もいて、もしこういう話がかなり広まれば、学生もまた3年次に臨床科目を取るようになってくるのかなという期待がある。けれども、現在のところは、どこの法科大学院でも臨床科目を3年次科目に置いておくとなかなか希望者が出ない。

日弁連法務研究財団が、認証評価、第三者評価の対象としている法科大学院はどれくらいの数になるのか。

これまで29校のトライアル評価を行った。ほとんどが私立大学である。本評価は今のところ25校から29校程度を予想している。

家族法、その中でも相続法も含めて、基本科目の中に入っていない学校があるのか。それを選択科目にしているということはあるのか。

統計は取っていないが、家族法を基本科目にせず、選択科目にするという傾向は、かなり目立つように思う。1割から2割くらいであろうか。

選択科目として扱われているのであれば、仮に一般民法の中で少しは触れているにしても、家族法をきちんとやっていない学生がいるということになる。

ロースクールの定員に比べると今年の新司法試験の受験出願者がかなり少ないように見受けられるが、修了認定というか、進級の認定の実態がどのようになっているのかというデータをお持ちか。

今、進級、厳格な成績評価ということがうたわれているが、落第率はかなり低い。数パーセント、大学によって多少開きはあるが、進級できない者、修了できない者は数パーセントのレベルである。多くの法科大学院では、試験のときには、まずF評価をつける、いったん学生を落としておいて、再試験で救い上げる仕組みが見られる。

厳格な成績評価というのは何を厳格というのか実は評価する方も分からないところがある。例えば、新司法試験の合格レベルを目標にやるのか。例えば、新司法試験の難易度を表すのに、昔の前期修習修了程度というようなことがよく言われているが、前期修習修了程度というのは、司法研修所へ行っていない者にはよく分からない。そのような法科大学院の教員がかなりいるのではないかと思われる。それから、もう一つ、前期修習修了程度という学力がいったいどういうレベルで設定されたのか。おそらく私の想像であるが、数十年前、まだ司法試験の合格者が500人レベルだったときに設定された

レベルがそのまま使われているのではないか。今みたいに法曹の活動の範囲がこれだけ広がったときに、果たしてそれでいいのかどうかということが検証されていないのではないかという気がする。いったい何が厳格なのかということはちょっと分からない。評価をしても、不合格者、進級できない者を一人も出さないのはおかしいだろうとは言えても、では、何名不合格者を出せば厳格な成績評価と言えるのか、これは基準ができないという悩みがある。

入学した段階では5800人くらいと言われていたのが、平成19年の出願者数は、修了見込者で4300人、ざっと言って1500人も減っているが、何か思い当たる点はあるか。

これはちょっと分からない。旧司法試験に受かった人は当然いなくなる。それから、私の知っている範囲では、途中でやはり自信がなくなったということで新司法試験を受けずに企業の法務部門に就職したいという人もいる。

大学の方で新司法試験の受験を控えるようにという指導をすることはしないのか。

今までのところ、我々の第三者評価では、そのようなケースは見えていない。私もそういうことがあるのではないかという噂は聞いており、法務研究財団の評価でもそのあたりはチェックしているが、現実にそういうことがなされているという確かな情報は無い。

先ほど落第率が数パーセントという話があったが、数パーセントという表現の範疇は、かなり幅があるような感じがする。具体的に何パーセントくらいというイメージなのか。

私も統計がないので分からないが、多いところでもせいぜい4～5パーセントくらいではないかと思う。ただし、多くの法科大学院では、教員によって成績評価に甘い辛い差が大きい。厳しい教員では不合格が1割を超す場合もある。

当然、落第率が零というところもあるのか。

ある。ただし、各年次で進級制を採っていないところも多い。すなわち、ある年に不合格を取った科目は翌年度に取り直すことができるという制度である。こういうところはよく分からない。

再試験の方法というのは大学によっていろいろなのかもしれないが、具体的にどういう形で行われるのか。再試験が翌年回しになるといったこともあるのか。

そうではなく、数週間後に再試験を行っている。その数週間の中に多くの法科大学院では特別授業をしてもう1回教え込んで再試験をやるというシステムを採るところが多い。

再試験をやっていないところもかなりあるのではないかと思うが。

同じ法科大学院の中でも教師によって成績評価のやり方が違う。先ほど言ったが、最初にF評価、不合格評価をたくさん出しておいて学生を緊張させておいて再試験で救うというようなことをやっている教員も結構いる。

先生によって違う、あるいは、大学によって違うという実情はおそらく相当いろいろあると思われるが、本来は、法科大学院の少なくとも修了認定を受ける人は、一定の均質な、あるいは、一定のレベル以上の資質・能力を持っている人になるべきだろうという気がする。今述べられたようなばらつきを是正する手だてのようなものは講じられているのか。

それは講じられていない。各法科大学院の中でもいろいろ意見が分かれており、例えば、大規模校では、同じ民法1部でも5クラスできる。5クラスできると一人で担当できないので数人の民法の先生が教えることになるが、その中での統一ですら、いったいどうすべきかということについても意見が一致していない。その民法を担当する先生5人なら5人が集まって、どういうカリキュラムでやるか、内容をどうするかというようなことを打合せしながらやり、定期試験の問題も打合せ、さらに、その採点基準も打合せてやっている法科大学院がある。他方で、やはりこれは学問の自由、それから、教育の自由の範囲の問題であるから、どう教えるかは個々の教員の経験と信念に任せるべきだという法科大学院もあり、そういうところは教員相互の連絡を全くやらない。また、原因はよく分からないが、教員間で一応打合せをしている法科大学院の同じ科目内ですら、試験結果を見るとある先生はやけに厳しくてF評価が多く、別の先生はF評価が少ないというようなことがある。その科目自体、その法科大学院の中で一番よく打合せをしながらやっているのにそういうことが起こっているが、原因がよく分からない。ましてや法科大学院間でレベルを調整するという手だては全く考えていないし、たぶん現実的な方法もないのではないか。私どもはかなり入念に答案なども見ているが、やはり法科大学院間の学生の学力の差はかなりあるような気がする。これは学生のレベルの差なのか教える方のレベルの差なのかよく分からないが、かなりレベルの差はあると思う。

今回の新司法試験の問題等が法科大学院の教育に影響しているところはあるのか。

これは先ほど申したように新司法試験にどういう問題が出るかということで学生の勉強がそちらにシフトする。それから、教育内容も新司法試験の出題範囲に合わせてカリキュラムを変えとか、それから、新司法試験の試験科目ではない科目の人气がどんどん落ちるとか大変な影響がある。これは財団の考えではなくて私個人の考えであるが、本来ならば、法科大学院では法哲学とか比較法とか基礎法をしっかりとやらせたいと思っている。私自身が実務をやっていたが、実務をやると基礎法をやる暇が全くない。やはり学生時代の時間のあるときにしっかりやっておかなければならない。ところが、新

司法試験が目の前にぶら下がっていると学生はそういう基礎法をじっくりやろうという意欲が出てこない。これは新司法試験の内容をどう変えてみてもダメで、結局、厳しい競争率を変えない限りどうにも解決のつく問題ではないと思われる。

いわゆる、受験予備校に行き出したという声も時々聞くがどうか。

そこはあまり感じていない。これは新司法試験がうまくいった証拠なのではないかと思われる。統計が出ていないので分からないが、いろいろな法科大学院の研究科長から意見を聴くと、新司法試験に合格した人と法科大学での成績との相関関係は、高いのではないかと言っている。私の法科大学院でも相関関係を調べると相関関係が認められる。

逆に相関関係が低いと言われるところはあまりない。学生も一時かなり動揺したようだが、そうした話を聞いて、やはり法科大学院でしっかり勉強していることが新司法試験に受かる一番の近道だということを感じたのではないかという気がする。予備校に流れ込むというようなことは起きていないと思う。ただ、短答式については、そういう教育を法科大学院でやらないこともあるが、訓練のために予備校に行ってみようかというような声は聞かれる。予備校に行き出した学生がいるとすれば、それは、学生が教員を信用していない（例えば、自説を一方的に講義する教員）ような、授業がうまくいっていない法科大学院の学生ではないだろうか。

法科大学院間のばらばらを是正するというか、一定の資質を保つというのはなかなか難しいところがあるが、第三者評価というのは様々な法科大学院に客観的な立場の第三者が行って、Aからランクをつけて評価してそれを公表することになるので、そのような第三者評価の制度によって、資質をある程度まで保てるのではないかと思われる。財団ではどのように評価を行っているのか。

私どもの財団では、昨年からは本評価が始まった。本評価では、まず、評価対象の各法科大学院から自己点検自己評価報告書を提出してもらう。大体、120ページくらいの自己点検自己評価報告書である。さらに、その裏付け資料を提出してもらうが、裏付け資料は大体15、6センチから20センチくらいになる。それに加えて財団から学生と教員に対してアンケートを行う。そのアンケートの結果を見て、関係資料を全部読んだ上で現地調査を行う。現地調査の前日から泊まり込むが、前日は事前の打合せ会議を行い、翌日から3日間、朝8時半から夜6時半過ぎまで現地調査を行う。現地調査では施設を見たり、現実に授業をみたり、答案をチェックしたりする。全授業の6割程度はみる。それから、学生とのインタビュー、教員の執行部とのインタビュー、更に何人かの個別教員とのインタビューを行う。時間がかかるのは答案のチェックであるが、これは厳格な成績評価をやっているかどうかということで答案をチェックしている。もっとも、これでどこまでできるかという問題がある。つまり、最終的な点数を付けるに当たっては、平常点を加味するという場合があるので、平常点をどう評価しているのかということころまでは見ることはできない。したがって、限界はあるが、あまりにひどいのはチェックできる。例えば、問題文と全く無関係なことを書いてあるのに対して、「優」が付

いていたということがあった。そういうのをチェックして適正な評価がなされているかどうかをチェックする。トライアル評価では1日だけの現地調査なので、見る答案の量も限られている。トライアル評価では、不可評価答案と可評価の答案を中心に見ていた。本評価になるとかなり時間もあるので、A評価をどう付けたかというところまでチェックできることになる。丸々3日間の現地調査をやり、その後、何回かの評価委員の会合、次に、評価委員会の委員何名かによる分科会での検討を行う。ここではほかの法科大学院のレベルと横並びで調整するというようなこともする。さらに、全体の評価委員会にかけて検討し、そこで確定した原案を評価対象の法科大学院に送付する。これは、事実関係に誤認があるかもしれないということで、確認のために評価対象の法科大学院に送付するものである。そして、評価対象の法科大学院から評価案に対してコメントを提出してもらい、それを更に検討、加味して再度評価委員会に諮り、最終報告にするという手続を採っている。

評価委員は研究者と弁護士とで構成されるのか。

研究者と弁護士が多い。評価委員会の中には、その他に消費者代表、労働者代表とか企業の人とか、ジャーナリズム関係者等の有識者も含まれている。法務省からも来ていただいている。また、研究者の評価委員は法科大学院の教員であるが、元裁判官、元検察官などの派遣教員も入っている。

法科大学院に評価の結果を通知した後、法科大学院ではそれをどのように反映するのか。

研究財団の場合には、評価するばかりではなく、いろいろと参考になる情報を提供している。評価報告書は最後にその改善提案という欄がある。その欄以外の事実関係と法務研究財団の評価とはホームページで公表するが、改善提案は公表しないという取扱いをしている。改善提案の欄では、他の法科大学院でこういうことをやっているといったことを書いて、改善に役立つように報告書を作成している。手前味噌かもしれないが、法務研究財団の評価はそこがよいという意見も結構ある。

それから、もう一つは、特に地方の法科大学院の先生方に強く勧めているのは、評価員として参加していただきたいということである。これは、東京にいと情報がたくさん入ってくるが、地方にいと、なかなか情報が入ってこない。他の法科大学院がどうしているかということが全く分からないでやっているところもある。例えば、法科大学院がたくさんできて新しい言葉がたくさん出てきた。ファカルティ・ディベロップメントという言葉が出てくるようになったが、これは教育のやり方の改善という意味だが、ファカルティ・ディベロップメントを全く誤解している法科大学院もある。そういう法科大学院の先生方には、この評価に参加していただくことにより、ディスカッションを通じて、あるいは、別の法科大学院を見ることによって、今、法科大学院がどういう方向に向いているのか、それから、一般の法科大学院がどういうことをやっているのかが分かるのではないかとということで、評価委員になっていただくことを強く勧

めている。評価結果と改善提案はその法科大学院のファカルティ・ディベロップメント活動で活用されることを期待している。

先ほど、学生の方がどうしても司法試験科目の方に傾斜するので大事な基礎法学、隣接科目等に意欲がないという話であった。それはそうかもしれないが、一定科目は必修になっているはずである。そこで単位を落とせば修了できないのだから、最低限のしぼりはある。それとも、意欲のない学生が多い科目については、採点が甘いということがあるのか。

それはない。そういう傾向は見えていない。ただ、学生が司法試験に関係のない科目を最低限の単位しか取らない。選択科目についても法科大学院が苦労して多様なメニューを用意したのに、労働法、倒産法しかとらないというのは、非常に残念である。特に外国のロースクールとの提携を一所懸命推進して成功しているロースクールというのは極めて少ない。外国なんか行っている暇があるかというのが学生の気持ちなのだろうが。

このまま手をこまねいているとその傾向が一層強まるのではないかという気がするが、それに対する対策というのは現実に見られるのか。

具体的な対策というのは採られていない。どこの法科大学院を見ても手をこまねいているしかないという状況である。臨床科目は、事実を見てそれをどう処理するかという現場を見ることが、新司法試験のような長い問題文の中から重要な事実を引き出すということにある程度プラスになっているのではないと思われる。また、法科大学院に現役で入ってきた社会を経験していない学生は、法曹のイメージというものがなかなかかめない。弁護士事務所に行って弁護士が貧しい人のために働いている現場を見ることによって職業意識に目覚めるということがあり、行ってきた学生が一皮むけて帰ってくる。学習意欲がそれによって増すということがあるのだろうと思われる。このように、臨床教育の方については、エクスターンシップ、クリニックを受けた人は、新司法試験の合格率が高いという噂が広まれば、たくさん受けてくれるのだろうと思われる。留学とか国際交流の方はかなり厳しいのではないかという気がする。

厳格な成績評価については、例えば、学生のうち、3分の1くらいは箸にも棒にもかからないと言う先生が多い。にもかかわらず不可の比率が多くないということは、かなり問題なのではないかなという気がする。この「箸にも棒にもかからない。」、すなわち、「不可」の基準というのは非常に問題であるが、不可というのはどこの法科大学院でも絶対評価だと言っている。大体、教員であれば不可の基準というのを持っていて、ここまで達しなければダメという基準を持っているにもかかわらず、そこまで不可が出てこないというのは、一つには、過去に日本の大学でほとんど不可を出してこなかったという文化から逃れられていないのか、不可を出して留年させる、あるいは退学させるということに対する心理的な抵抗が多いのかなという気がする。

問題を大きくしているのが、未修者の入学試験のやり方というのに信頼性がなく、玉石混淆で入学を認めざるを得ない、ということである。未修者の入試の材料としては、

適性試験，面接，それから小論文くらいしかない。しかも，適性試験というのはまだ始めたばかりで信頼性があまりできていない。ご存じのとおり，アメリカは LSAT（エルサット）を 50 年やってきている。アメリカでは，適性試験で新しい問題を作ってそれを現実に出してみるが，出しておいてそれは採点対象としない。しかし，その新しい問題の出来栄えと法科大学院との成績との相関関係を調べ，その結果，相関関係の非常に高い問題を 5 年後くらいにもう 1 回出す。そういうことを 50 年間繰り返してきているので，どういう問題のパターンが，ロースクールでの成績との相関関係が高いかということがよく分かっている。統計的に分かっている。逆にアメリカでは適性試験に対し過度の信頼が生まれている。例えば，ロースクールのランク付けが言われるが，そのランク付けの一つの大きな要素として，そのロースクールに入学した人の LSAT（エルサット）の成績はどのくらいか，ということが基準になってくる。それはよくないと言われているが，それくらいアメリカでは信頼されている。ところが，日本は始めて数年しかたっていないから，統計もとっていないし，果たして適性試験によくできた人が，法曹として良い資質を持っているのかどうかということも全く検証がなされていない。さらに，小論文については，これで法律家としての適性が判断できるのか，本当に分からない。小論文の出題をすることで，どういう問題を出してよいのか分からない上に，どういう基準で採点をしてよいか分からないわけである。どういう文章を書いた人が法律家として優れているのかという基準もない。面接に至っては，これほど当てにならないものはない。10 分や 15 分で法律家としての資質があるかどうか分かるわけがない。このように，日本では，未修者の資質判別のための有効な入学試験の手段がまだ用意されていない。結果的に玉石混淆で法科大学院に入学させてしまう。これはやむを得ないことであるが，法律家として資質のない石は，早い段階で落とさなければいけないのに，その勇気が出ないのだろうという気がする。やはり，能力のない人には早い段階から通告をして余計な学費を払わせないということも親心と思われるが，まだまだ，この面では，各法科大学院とも思い切って踏み切れていないんだという印象を持っている。

ダメだと思われる人を退学させてどんどん減らしていくと上の学年の方が少ないピラミッド型になってしまうので，そうすると経営が成り立たないというようなプレッシャーはあるのか。

たぶんあるのだろうが，表だってはそういう意見は出ていない。法科大学院は，私立の法科大学院の小さいところも含めて，どこも赤字である。では，なんのために法科大学院を作っているかということ，かなりの大学では，シンボルとして，うちには法科大学院もあるぞというために作っているということもあるので，経営に対しては最初からマイナスなので，厳格な成績評価に経営問題が待ったをかける要素がないとは言えないにしてもそれほど大きな要素ではない。本来ならば，厳格な成績評価によって修了者の数を絞ると，優秀な学生だけを受験させるという結果になり，合格率が高まってその法科大学院のステータスが上がるということから，経営上よい面もあるのではないかと思われるが，やはり，そのような方向に向かないのは，死刑宣告をするようなことをしたくないという教員側の躊躇が原因なのかなということを感じている。

厳格な成績評価といっても、判断がつきがたいところがある。確かに日本の今までの大学の文化が必ずしもそうではなかったというのに同感である。それでもやはりFを付けなければいけないと思うが、実際に不合格かどうかというのは、なかなか難しいところがある。また、どのレベルで切るかについては、やはり、法科大学院によって差がある。学生のレベルの差もあるので。

個人的には、厳格な成績評価といったときのどのレベルを求められているのかということは、もう一度、いろいろな人の意見を聴いて問い直す必要があるのではないかという気がする。F評価については、どこの法科大学院も絶対評価でやっているという。それについては、各教員はこのあたりまでだったら合格を与えなければいけないというレベルを持っていると思われるが、果たしてそのレベルが、その全教官で一致しているのかということが分からない。また、そのレベルが正当なのかどうかも分からない。長年の教育の経験から「カン」でやっている。その「カン」も何ら合理的根拠がない「カン」である。例えば、上位校レベルと下位校レベルは、かなり違ってくると思われる。それが本当にそのレベルが今の法科大学院で要求されているのかどうか、つまり、将来どういう法曹を作ろうとしているのか、どのレベルが最低限として要求されているのか、もう一度、いろいろな人を集めて議論する必要があるのではないかという気がしている。

おそらく、厳格な成績評価という場合、今まで法学部でやっていた研究者教員にしてみれば、法科大学院は法学部よりもレベルは上であるので、学部での教育レベルというものとは関係なく、一からリセットした上で、高いところに設定できる。法科大学院の学生は学部生より勉強しているので、当然その上でということになるが、やはり、発足間もないので、法科大学院での「カン」というのはまだできていないと思う。何年かたつと、ある程度「カン」を働かせることができるのではないかと感じている。

新司法試験でチェックするレベルに法科大学院の修了認定がイコールになる必要はないと思う。若い世代というのは、短期間でも見違えるように伸びていく時期であり、将来性というのは見る必要がある。これは非常に難しいことであるが。そういう意味で、可能性のある範囲は拾っていいという気がする。他方で、今年の新司法試験の結果などを見ていると、修了認定を受けてきているのに、このレベルの答案しか書けないのかというのが、ある程度の数になっているという。一人二人であれば、いろいろ事情はあるだろうが、そうでないというところが、気になるところである。

新司法試験の考査委員からヒアリングを実施したところ、基本的理解ができていなかったというような指摘があった。評価を行っても外からは見えにくいかもしれないが、どうか。つまり、基本的な理解がそもそもできていない修了生が、一定数いたということである。

その点は、第三者評価からは分からない。答案をたくさん見ているので、法科大学院

によってそのレベルにばらつきがあるということは感じている。双方向授業をすれば、学生のレベルはリアルタイムに把握できるわけであるが、法科大学院によって多い少ないはあるが、昔ながらにノートを読みながら一方的講義に終始しているという教員もいる。こういう教員に対しては、学生は出席もせず予備校本などで勉強をしている。法律基本科目の双方向授業については、法科大学院の中でいろいろ議論があって、1年の間に法学部3年間で教えることを教えなければならない、ソクラテスメソッドのような悠長なことは言ってもらえないという先生と、自学自習なんだからそこはほったらかしにして、とにかく1年生からもうソクラテスメソッドで鍛えるんだという考え方の先生が混在している。基本的な考え方、知識については、各法科大学院とも講義形式の方が基本的な力がつくのか、ソクラテスメソッドの方がよいのか、まだ実験段階ではないかと思う。どこの法科大学院でも、授業に対する評価ということについては、まあ大丈夫だと思う。逆に言えばファカルティ・ディベロップメントをしっかりとやれということは第三者評価でもかなり強く言っている。学生による評価などの今までなかったこともどんどん取り込まれてきている。ほかには、授業相互参観といったこともどこの法科大学院でもなされている。その参観の結果を教員同士でディスカスするという文化もようやく育ち始めてきている。もちろん、考え方の古い先生の中にはそういうことに反発する先生もいるが、将来はかなりいい方向に行くのではないかなという気はする。

ファカルティ・ディベロップメントについても我々の目から見ると、もうちょっとやって欲しいという法科大学院が多い。理想的なファカルティ・ディベロップメントをやっているところはまだまだあまりないような気がする。おいおい普及してくるのだろう。

それから、一部の先生は、授業参観、学生から評価を受けることに対して非常に反発がある。学生から受けた評価をどう利用するかについても、各法科大学院でまだ温度差がある。

従来の大学の法学部文化からすれば、激変である。お互いに授業を見るときか、教育方法を話し合うとか、本当に今まで考えられなかったことを法科大学院になってやっている。第三者評価をやることになったからやらされているのか、そのあたりはいろいろ議論のあるところだが、いずれにしても法科大学院の制度としてそのようになったということであり、教員の環境は激変している。

多くの法科大学院で、1学期の間に2度学生評価をやっている。学生評価を途中でやって、学生の反応を見て自分の悪いところを直す。最後に学生評価をやって次の学期の参考にするというような方法である。それほどやると学生がアンケート疲れを起こして回答しない傾向が出てくるので、授業の最後に10分くらい時間をとってそこでアンケート用紙を配る。教員が見てると遠慮するだろうというので、教員が出て事務員がやるということもある。学生評価はかなりの法科大学院で熱心にやっている。これもあまり信頼するといけない面があり、先ほど言ったように、学生は司法試験に走っている場合もあるので、答案添削をやってくれないとか、もっと基本科目を増やしてくれとか、そういう要望がある。こういう意見は考慮から除外しなければならない。極端な意見を省いて、真ん中の意見を見ていると大体その先生がどのような授業をやっているかとい

うのは分かる。